

警察署協議会議事録

協議会名	令和5年第3回宮城県若林警察署協議会
開催日時	令和5年11月24日（金）午後3時30分から午後4時45分まで
開催場所	若林警察署4階大会議室
出席者等	<p>1 協議会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席委員～小野和徳会長、江刺善之副会長、伊東義政委員、菅原康子委員、吉田高美委員、佐藤奈緒委員、佐々木楓委員、庄子康一委員、濱中美佳子委員、 以上9名 ・ 欠席委員～千葉宏委員 <p>2 警察署側</p> <p>署長、副署長、刑事官、副参事、会計課長代理、警務課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長 以上13名</p>
議事概要	別紙のとおり
備考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

1 開会

開会の後、若林警察署協議会小野和徳会長及び若林警察署長から挨拶があった。

2 定足数確認

議事に先立ち、警務課長から、本会議については、「警察署協議会に関する規則」第4条第3項の規程に照らし、委員10名中、過半数を超える9名の出席により、会議が成立している旨報告があった。

3 協議・報告事項等

(1) 当署管内の治安情勢について【報告事項】

署長から、令和5年10月末現在における

- ア 刑法犯の発生・検挙状況等
- イ 特別法犯の検挙状況
- ウ 非行少年等の検挙・補導状況
- エ 交通事故発生状況
- オ 警察安全相談の受理状況

について説明がなされた（委員からの質疑等なし。）。

(2) 災害警備対策実施状況について【報告事項】

警備課長から、

- ア 当署管内において予想される災害被害
- イ 令和5年中における災害警備実施状況
- ウ 令和5年中における主な災害警備訓練
- エ その他の警備課の業務

について説明がなされた（委員からの質疑等なし。）。

◎ 委員

災害は、いつ起きてもおかしくない。

いざという時にしっかりと対応するため、継続した訓練をお願いしたい。

(3) 速度取締り指針について【報告事項】

交通課長から、当署の速度取締り指針として、

- ア 当署管内における速度取締り重点区域、重点時間帯、重点路線
- イ 当署管内における交通事故の特徴
- ウ 速度違反以外の取締りや警戒活動

について説明がなされた（委員からの質疑等なし。）。

(4) 駐車監視員活動ガイドラインについて【報告事項】

交通課長から、駐車監視員についての説明の後、当署管内における駐車監視員活動ガイドラインとして、

- ア 駐車監視員の活動方針
- イ 重点路線、及び重点地域

について説明がなされた。

◎ 委員

駐車監視員活動ガイドラインに重点的に活動する場所を明示してしまうと、違反者は活動場所を避けて駐車するようになるのではないか。

● 交通課長

指針の作成や公表については、県警全体の取組として行っている施策となる。

公表の効果として、違法駐車が多い、危険な場所や路線を選定し、その場所で重点的に取締りを行うことを明示、周知することで、単純に違法駐車を抑止を図ることが一つと、重点路線や重点地域に選定した理由をきちんと示すことで、取締りの必要性や妥当性を担保するということが挙げられる。

また、これはあくまで駐車監視員の活動を定めたガイドラインで、本来、取締りの主体は警察であり、重点路線や重点地域の内外にかかわらず、警察官が街頭活動中に違法駐車等を確認したり、110番通報などで違法駐車の情報を受取した場合、原則全件現場臨場し、悪質性や危険性を勘案しながら、検挙等然るべき措置を講じるなどして、抜けや漏れのない取締りを行っている。

悪質な違反者は絶対に看過しないという方針で、違法駐車対策にも力を入れて取り組んでいくので、御理解、御協力をお願いしたい。

◎ 委員

荒町地区も重点地域になっているので、たまに駐車監視員を見かけるが、そのおかげもあって、違法駐車が少ないと感じている。

荒町地区は、歩道も狭くて自転車も多く、最近では東北学院大学の学生さんも多くなってきているが、違法駐車が少ないおかげで比較的安心というか、一定の効果が見られるのではないかと感じている。

◎ 委員

駐車監視員の方とドライバーの方がたまたま出くわして、トラブルになることはないか。

● 交通課長

近年、そういったトラブルは発生していないと承知している。

駐車監視員の業務は、実際に反則金を徴収したり、反則切符を切るという業務ではなく、違法駐車を確認し、確認した車両にステッカーを貼るという部分の業務を担当していただいております。その中で違反者とトラブルになったという話は聞き及んでいない。

(5) 小・中学校の登下校時間帯の交通安全対策について【質問事項】

◎ 委員

夜間は、反射材などを着用して車に気付いてもらう等の対策が可能だが、注意力のあまりない小・中学生の登下校時間帯にできる対策はあるか。

● 交通課長

交通事故をはじめとして、子どもたちに対する様々な脅威があ

るが、そういった脅威から子どもたちを守るという意味では、小・中学校の通学路対策が、警察署として最も力を入れている取組の一つと考えている。

交通関係では、令和3年に千葉県八街市で発生した、飲酒運転のトラックにより下校中の児童5人が死傷した事故が記憶に新しいと思われるが、そのような悲惨な事故の絶無に向け、警察署としても様々な取組を行っている。

取組の一部を紹介すると、まず、運転者対策としては、定期的に通学路での交通指導取締りを行っており、大きな事故につながるおそれのある速度違反や、スクールゾーンでの通行禁止違反の取締りなどに特に力を入れている。

また、児童生徒に対する交通安全教育の観点から、各学校からの要請に応じ、管内全ての小学校に赴き、自転車シミュレーターや、実際に横断歩道を使った道路の正しい横断方法などの体験型の交通安全教室を実施している。

そのほか、関係機関・団体と連携した取組として、学校関係者や道路管理者と合同の通学路点検を定期的に行い、毎年少しずつではあるが、通学路の危険要素を排除、又は改善するなどして、少しでも交通事故の起きにくい道路環境づくりを進めている。

最後に、主に学校関係者や交通関係ボランティア、交通指導隊の皆様、横断歩道に立しようしていただき、通学児童を見守っていただいていることから、警察署としても、このようなボランティアの皆様と一緒に立しようしたり、ボランティアの皆様が行う、いわゆる点としての警戒を、パトカーによる線の警戒で補完するなどして警戒に当たっているところである。

未来ある子どもたちの大切な命を守るため、今後も引き続き警戒の手を緩めることなく、全力で交通事故防止を図って参りたい。

(6) 猪の出没について【質問事項】

◎ 委員

若林区内で猪が出たということだが、その後の経過について伺いたい。

● 生活安全課長

11月23日の朝方、主に上飯田地区や今泉地区にお住まいの方から多数の通報が寄せられたが、午前9時前ころには通報が止み、その後、猪に関する通報は一切入っていない。

点々と血のりがあったという情報もあり、その状況から、猪は広瀬川の方向へ行ったのではないかと思われるが、判然としない状況である。

11月24日の登校時間帯については、仙台東高等学校を含め、主に六郷地区や沖野地区の小・中学校周辺の通学路について、警戒を強化して対応しているが、猪に関する情報は特に入っていない。

(7) 警察署協議会代表者会議実施結果について【報告事項】

10月25日、宮城県警察本部において開催された「警察署協議会代

表者会議」に出席した委員から、会議結果について報告がなされた。

◎ 委員

協議会の意見が、公安委員会の中でも話し合いがなされるとのことで、今後も委員各位のそれぞれの視点から、様々な御意見をお伺いし、より良い協議会を運営していきたいと思うので、御協力をお願いしたい。

(8) 古城地内発生未解決事件の状況について【質問事項】

◎ 委員

新聞等でも報道されているが、古城地内で発生した、深夜に傘で目を突かれた未解決事件の状況についてお伺いしたい。

● 刑事第一課長

質問のあった、若林区古城地内発生強盗致傷事件については、先日、報道にもあったとおり、令和5年11月18日午前零時をもって時効が成立している。

発生日時については平成20年11月18日火曜日の深夜帯である午前零時50分ころ、場所については、古城二丁目地内、宮城刑務所の作業販売所や刑務官の官舎等がある場所の北側の路上となる。

被害者は、会社帰りに犯人2名と何らかのトラブルとなり、その際に左眼を傘で刺されるなどの傷害を負わされたもので、被害者は一命を取り留めたものの、現在もリハビリを続けられているという現状にある。

発生当初から、15年間で約2万3,000人の捜査員を投入し、目撃情報からの犯人の割り出しに向けた捜査、発生時間帯における車両検問、広範囲にわたる防犯カメラ画像の収集及び精査、鑑識資料の採取及び精査など、継続して捜査を進めてきたが、残念ながら時効を迎えたという形となった。

私どもとしては、犯人の検挙に至らず、痛恨の極みではあるが、時効を迎えたから終わりということではなく、時効成立後も何件かの情報が寄せられていることから、犯人に結びつく情報がある可能性も念頭に、これらの一つ一つ丁寧に、継続して調査して行きたい。

この事件を一つの教訓として、今後、同様の事件が発生した場合は必ず犯人を検挙するという決意で取り組んで参りたい。

◎ 委員

古城強盗致傷事件は、11月18日に時効が成立し、犯人の逮捕には至らなかったという残念な結果となったが、報道によれば、被害者の方は現在も後遺症で苦しんでいるとのことであり、被害者とその家族にとって、今なお普通に暮らしている犯人への憎しみは計り知れないと思われる。

そのような被害者や、その家族がいることを決して忘れることなく、日々の仕事に励んでいただきたい。

(9) 管内における薬物事犯の実態について【質問事項】

◎ 委員

議事概要

最近、関東の方では、大麻やオーバードーズといった薬物関連の事犯が、大学生を含め若者に多いという報道をよく目にするが、若林警察署管内の実情について伺いたい。

● 刑事第二課長

先程、署長から説明させていただいた管内の治安情勢の中で、薬物違反の検挙は7件・7名となっている。

このうち、18歳、若しくは20歳前後の若者が薬物に手を染めているということは現実としてある。

当署管内において、事件として取り扱っている薬物については、大麻、覚醒剤、MDMAといった薬物となるが、その中でも大麻が圧倒的に多く、その理由として値段が安いということが挙げられる。

覚醒剤やMDMAと比べ、比較的安価で、小遣いの範囲内で入手可能であるため、売人等とつながっている知り合いから譲り受けるなどして、若年層にまん延しているのが実情となる。

◎ 委員

最近のニュースを見ると、グミとかクッキーとか、小さい子どもでも口にしてしまいそうな物に、合成された大麻等の成分が含まれているとのことで、法的に規制されてもまた別の物が次々と出てくると思われ、もっと根本的な対策ができないものかと思う。

委員の皆さんも、御近所をはじめ、いろいろな場面で十分注意していただきたい。

4 次回の警察署協議会開催予定について【事務連絡】

警務課長から、次回の警察署協議会の開催時期について、来年2月下旬を予定しており、日程については後日調整する旨説明があった。